4　処分の原因となった事実　平成24年12月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年12月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ニチアスセムクリート　齊藤　敏明　東京都港区芝大門１―10―11芝大門センタービル４Ｆ　国土交通大臣許可（特―20）第22125号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年12月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本フイルコン株式会社　渡邉　岳敏　東京都稲城市大丸2220　国土交通大臣許可（般・特―22）第6052号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可並びに管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６５８号
神奈川県小田原市下大井213番地の18
債務者　芳川由貴乃
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３７６号
名古屋市以下秘匿、住民票上の住所横浜市泉区緑園５丁目16番地10　緑園ハイツ202
債務者　小林　加織（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５号
愛知県犬山市大字五郎丸字柿崎31番地20
債務者　今井　聡幸
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第９号
愛知県一宮市高田字中坪14番地
債務者　平　　悦子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３１５号
香川県高松市新田町甲６－１　マスガタヤ屋島コーポＢ－401号室、住民票上の住所香川県さぬき市大川町富田中2811番地
債務者　木村　洋子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３４１号
香川県高松市十川東町330番地１　クレイン88Ａ棟101号室
債務者　山田　光章
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２０８号
北海道苫小牧市川沿町６丁目３番16号
債務者　阿部　義春
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９２６号
仙台市太白区四郎丸字新田91番地の１　四郎丸東市営住宅４号棟703
債務者　渡辺　純也
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４９８号
茨城県小美玉市竹原1247番地３
債務者　渡邊　裕子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第７号
茨城県水戸市上水戸４丁目５番５号　上水戸ハイツ512号、住民票上の住所茨城県水戸市新荘２丁目４番６号
債務者　樋口　正和
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８２号
茨城県筑西市伊佐山４番地９　フォレスト101
債務者　榎戸　律夫
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３０６号
茨城県古河市関戸1757番地３　センチュリーつかだＢ―201
債務者　鷲野　　健
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部